

議案第156号

さいたま市ホテル南郷条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市ホテル南郷条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ホテル南郷条例の一部を改正する条例

さいたま市ホテル南郷条例（平成19年さいたま市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホテル南郷の利用を承認しない。 (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第5条第1項各号</u> のいずれかに該当するとき。 (2)～(5) [略]	(利用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホテル南郷の利用を承認しない。 (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第5条各号</u> のいずれかに該当するとき。 (2)～(5) [略]

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。